

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年3月16日（第10日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから、平成28年度平泉町議会定例会3月会議の第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐々木雄一君）

日程第1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

総務教民常任委員長、寺崎敏子です。

委員会調査報告を行います。

本委員会が閉会中に調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）高齢化社会に向けた対応策について、（2）人口減少と定住策について、（3）教育環境の整備について。

2、調査の経過については、平成26年の6月から表にしてございましたので、お目通しをいただきたいと思っております。

3、調査意見、(1) 高齢化社会に向けた対応策について。高齢化が進む中、介護予防対策が望まれる。実施を図るためにも財源や人材を確保する地域支援事業の早期実施を検討されたい。

(2) 人口減少と定住策について。子育て支援は経済的支援のみならず、さまざまな町の情報や制度の仕組みや機能を提供し、積極的な対策を検討されたい。(3) 教育環境の整備について。まちづくりには人材育成は必須課題である。社会教育環境施設については、長期総合計画の中で総合的な方針を定め、実施するよう検討されたい。

以上、2年間のまとめで報告いたします。

議長(佐々木雄一君)

ただいま報告のあった総務教民常任委員会の委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

なければ、次に進みます。

議長(佐々木雄一君)

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番(石川章君)

産業建設常任委員長の石川章でございます。

委員会調査報告書。本委員会が閉会中に調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1) 社会基盤施設について、(2) 農業振興策について、(3) 観光振興策について。

2、調査の経過でございますが、お目通しをお願いいたします。

3、調査意見、本委員会は、社会基盤施設について、農業振興策について及び観光振興策について、先進地視察研修を実施しながら調査検討しました。(1) 社会基盤施設について。町内道路の現地調査を数度にわたって行い、工事施工箇所状況確認を行いました。請願・陳情については、長期にわたり未着工のものが見受けられ、現在の状況と照合しつつ、取り扱いの検討や整理が必要である。予算執行の優先順位決定に際して、十分に配慮されたい。スマートインターチェンジ事業について、駐車場整備も含めかなりの大型事業だが、事業完了後に包括的な活用ができるよう、関係機関との事前協議を検討されたい。(2) 農業振興策について。世界農業遺産の申請を検討するにあたり、メリットを明確にすることが急務である。メリットを明確にすることにより、世界農業遺産登録が農業者の目標となるよう、関係機関との連携を図り、中山間農業の抱える農業従事者の高齢化や後継者育成問題等、農業を取り巻く環境を十分考慮した上で申請を

検討されたい。道の駅の本体工事がいよいよ動き出すこととなり、出荷者組織の活動も本格化すると思われる。農業振興のために、町内の出荷者募集を継続することは当然のことながら、農業者の後継者育成対策等も視野に入れ、町内農産物の販路拡大の拠点となることを期待したい。

(3) 観光振興策について。多言語に対応したタブレット導入補助やホームページの改修補助などの国外観光客への対応策に対して、国内観光客の特にも滞在型観光客誘致には力不足を感じる。今後はスマートインターチェンジや道の駅事業の進捗状況に応じて、客足の流れを事前に検証し、各種大型事業の恩恵を観光振興策に繋げていただきたい。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま報告のあった産業建設常任委員会の委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐々木雄一君）

日程第3、議会運営委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋幸喜議員。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

議会運営委員会の委員会調査報告を行います。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、議会運営委員会所掌にかかる調査について、（1）本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、（3）議長の諮問に関する事項。

2、調査の結果は、平成26年6月10日を第1回目といたしまして、本日の3月16日、延べ22回開催しております。内容については、お目通し願いたいと、こういうふうに思います。

3、調査意見、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。議会基本条例等制定を受けて、関連条例、規則等の一部改正を行った。議会基本条例は議会運営の明文化であり、議会改革への不断の取り組みを誓う、平泉町議会と議員の決意表明でもある。町民の負託に応えるためにも、この条例に定める議会運営のルールを遵守し実践するとともに、絶えず見直しを行い時代の要請に合ったものにしていく必要がある。議長の諮問に関する事項について。①町民と議会との懇談会。第3回町民と議会との懇談会を平成26年11月13日から27日までの7日間、全行政区を3班編成により実施し町民のご意見、ご要望を伺った。その結果を平成27年1月15日に町長に

提出し回答を得た。今後どのように実施されたかを検証し、町民生活により適切な政策が反映されるよう注視していく必要がある。②開かれた議会。平成27年3月議会からインターネット上で本会議のライブ中継及び一般質問の録画配信を行った。開かれた議会を目指す本議会として大変有意義な取り組みであったと思われる。今後は委員会の中継も検討する必要がある。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま報告のあった議会運営委員会の委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐々木雄一君）

日程第4、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

それでは、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の報告いたします。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査について。

2、調査の経過、この経過についてはお目通しをお願いしたいと思います。

3、調査意見書。国立博物館誘致については、国の財政状況が厳しく、この4年間方針に変更は見られなかった。また誘致活動については、世界遺産の町を前面に出した運動を展開するとともに、現在ある国立博物館を視察し、調査研究を重ね、近隣の市町村に理解を求めるなど、広域的な連携をもって誘致運動の輪を広げる取り組みが必要と思われる。世界文化遺産調査については、拡張登録を目指し、一関市、奥州市との連携を図りながら進める必要がある。町内にまだまだ多くの遺産が眠っていると思われるので、これらの遺産を調査研究し広域的な史跡地の周遊ルートを拡大し滞在型の観光地にすべきと思われる。

以上。

議長（佐々木雄一君）

ただいま報告のあった国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の委員会調査報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐々木雄一君）

日程第5、承認第2号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

承認第2号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の案件につきましては、平成28年1月25日に開催いたしました議会定例会1月第2回会議におきまして、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成27年度委託契約の議決をいただいておりますが、その際の工事委託契約の内容の期間が、平成27年度、平成28年度の2カ年にまたがっており、またそれぞれの年度の工事委託負担金も明記されておりましたことから、本来であれば債務負担行為の補正予算案件を提案し議決をいただいてから、工事委託契約の議決をいただくべきところでしたが、その事務処理に誤りがありました。このことから、今議会におきまして、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成27年度委託契約の債務負担行為についての専決処分を平成28年1月25日付で議会の承認をいただこうとするものでございます。

今後はこのような事務処理の誤りを起こさぬよう、再発防止に努めてまいります。この場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、2ページの裏でございますけれども、債務負担行為補正で説明をいたします。

追加でございます、事項、期間、限度額で説明いたします。

事項、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成27年度委託契約。

期間、平成28年度。

限度額、国土交通省との委託1億1,500万円以内としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

お聞きいたします。

今回の債務負担行為1億1,500万、たしか8月11日に国土交通省が入札を開始するというよう

なことを聞いてございます。その際、いくらに決まったのか、わかるのであれば教えていただきたい。

次にこの工事をやると必ずといたしますか、過去の例を見ますと、工事変更が伴って当初の金額より安くおさまったという例は本町には見当たらないということで、今後これが変更になりまして増えた場合のその処理といたしますか、それもさらに債務負担行為という形で増額なるのか、ならないのか、その辺をお聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、今回の道の駅整備工事の業者、落札関係での業者の関係でございますけれども、それにつきましては、さきの3月11日に入札がございまして3月14日に開札ということで決定してございます。業者につきましては北上市の千田工業株式会社、この業者が落札してございまして、金額につきましては税抜きで3億3,400万円となっているところでございます。

なお、この工事に伴います変更にかかわる予算の関係でございましたけれども、変更につきましては最終的にはあるものと想定はされます。その段階で負担金の増減が出てくるということでございますので、その際に再度増減があれば、また補正等をさせていただきますして、議会にご説明申し上げて、同意をいただくというような方向になるものかと思っております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

議長（佐々木雄一君）

日程第6、議案第2号、用品調達基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉出納室長。

出納室長（千葉多嘉男君）

それでは、議案書3ページをお開き願います。

議案第2号、用品調達基金条例を廃止する条例の承認を求めることについての補足説明をいたします。

用品調達基金につきましては、昭和49年に用品の集中購買を実施するため、70万円で実施されましたが、昨年度の平泉町第3次行政改革プランにおける事務事業評価で検討を行いましたところ、事務の効率化を図る上で廃止することが適当であるという評価を受けたことにより、今回条例を廃止するものでございます。

基金の廃止後は、総務企画課で物品の単価契約を結び、必要な都度、担当課から直接業者へ注文し購入することとなりますが、物品管理事務がなくなることにより事務が軽減されるとともに、単価契約を締結することによりこれまでと同様に効率的な物品の購入ができるものでございます。

なお、用品調達基金70万円につきましては、基金繰入金として一般会計に繰り入れするものとしていたしまして、今回の補正予算に計上してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この用品調達条例というのは、今説明ありましたように昭和49年にできているようでございますけれども、これの当時の設置目的として、用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効果的に行うため、この基金を設けるという当時の趣旨はございますか、設置目的が出ております。この中に用品の取得はわかりました。管理についてはどういうふうになるのか、その辺をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

千葉出納室長。

出納室長（千葉多嘉男君）

用品につきましては先ほどもお話ししましたけれども、用品そのものにつきましては、一括で年度当初に総務企画課のほうで単価契約いたしまして、その都度、各部署、関係課で必要な、その用品契約を結んだ業者に対しまして、各関係課がその用品をいくら欲しいということを依頼して、その都度業者から各担当課のほうに持っていくところありますので、管理の分につきましては

は特にその業者のほうで保管しているというわけではございませんが、その都度業者のほうから各担当課のほうに用品が行くという形になってございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

管理の中には、在庫管理もあると思いますけれども、例えば節約とかそういったような管理も管理の中に入ると思うのですけれども、今回そういうふうになった場合には節約といいますか、そういったようなものについてはどういうふうに管理をするのか、その辺わかる範囲内で結構でございまして、教えていただきたいと。前との違いがあるのであれば教えていただきたいと。

議長（佐々木雄一君）

千葉出納室長。

出納室長（千葉多嘉男君）

節約という面で行きますと、今年度までにつきましては、用品を各担当課から今月はいくら欲しいということ聞き取りいたしまして、その都度補充しておりました。ただそれにつきましては、今回の改正、廃止に伴いましては、出納室のほうでその用品を保管している必要はなくなりました、業者のほうで持っているものを各担当課に必要なたび持ってきてもらうという形になるかと思っております。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

用品の廃止についてですが、この用品の物については、主にその用品の内容、買う種類、そういうのはどこからどこまでの範囲をお知らせいただきたい。

議長（佐々木雄一君）

千葉出納室長。

出納室長（千葉多嘉男君）

主な内容といたしましては、封筒角2、あとは長3、封筒です。役場で使う封筒でございますし、あとは表紙2センチもの、あとは厚い表紙が4センチ、あとは用紙、再生紙がA3とA4、これらを用品として管理しておりました。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから議案第2号、用品調達基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第7、議案第3号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長 (岩淵毅志君)

それでは、議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成28年度を初年度とする町総合計画後期基本計画に掲げる施策の展開、地方創生の実現をはじめとする様々な政策課題に的確に対応するため、行政機構の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、議案第3号参考資料、平泉町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお開きください。

まずはじめに、平泉町課設置条例の改正でございます。

設置、第1条では、現行欄の「総務企画課」を改正後(案)欄の「総務課」と「まちづくり推進課」の2課に分け設置するとともに、「北上川治水対策室」を廃止しようとするものでございます。

分掌事務でございます。

第2条では、現行欄、総務企画課の分掌事務のうち、第1項から第5項までと第6項、第14項の事務を、改正後(案)欄の総務課の事務として第7項に改め、現行欄、6項、第7項と第9項から13項までの事務を、改正後(案)欄のまちづくり推進課の事務として、第1項から第2項に改め、新たに8項として、企業誘致に関するものを加えようとするものでございます。

また、現行欄、第1条から廃止した、北上川治水対策室を、改正後(案)欄の建設水道課の事務の第8項として、北上川治水事業に関するものを加え、現行欄、第8項のその他土木事業に関するものを、改正後(案)欄の建設水道課の事務の第9項に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

また、この条例の施行に伴いまして、関連して一部改正が必要な以下の条例は附則で改正しようとするものでございます。

まず、平泉町総合発展計画審議会条例の改正でございます。

庶務、第6条、現行欄の「総務企画課」を、改正後（案）欄の「まちづくり推進課」に改めようとするものでございます。

次に、平泉町特別職報酬等審議会条例の改正でございます。

（庶務）第6条、現行欄の「総務企画課」を、改正後（案）欄の「総務課」に改めようとするものでございます。

次に、町有財産評価委員会の改正でございます。

所掌、第7条、現行欄の「総務企画課」を、改正後（案）欄の「総務課」に改めようとするものでございます。

次に、平泉町消防委員会条例の改正でございます。

第10条、現行欄の「総務企画課」を、改正後（案）欄の「総務課」に改めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第3号、平泉町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第8、議案第4号、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするもので、各地方公共団体は条例に定めるところにより、任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件等を公表することとなっており、その公表項目を改正法に合わせて整備するもので、具体には平成28年度から全ての地方公共団体で本格実施される人事評価の状況の公表と、退職管理の状況を追加しようとするものでございます。

それでは、議案第4号参考資料の平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）により説明をいたします。

3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、上段の平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

法規改正上、2段階の改正をしております。新旧対照表への記載は最終改正の状況で記載しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

任命権者の報告事項、第3条中の現行欄、第1号から第8号までの報告事項中、第8号のその他町長が必要と認める事項を第9号に、第7号の福祉及び利益の保護の状況を第8号にそれぞれ改め、第6号中の研修及び勤務成績の評定の状況から「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第7号とし、第5号の次に、第6号として退職管理の状況を加え、9号立てとし、その後改正後（案）欄、第3条中のように第9号のその他町長が必要と認める事項を第10号として、第2号の給与の状況から第8号の福祉及び利益の保護の状況までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に第2号として、人事評価の状況を加えようとするものでございます。

次に、中段の議案第4号参考資料、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）によりご説明をいたします。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

現行欄、第1条中「第24条第6項」を、改正後（案）欄のように「第24条第5項」と改めようとするものでございます。

次に、下段の議案第4号参考資料、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）によりご説明をいたします。

平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

現行欄、第1条中「第24条第6項」を、改正後（案）欄のように「第24条第5項」と改め、次、

4 ページをお開きいただきたいと思います。

上段の現行欄、第4条第3項中「規則で定める」を、改正後（案）欄のように「等級別基準職務表に定めるとおりとする」と改めようとするものでございます。

次に、下段の議案第4号の参考資料、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）によりご説明をいたします。

一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。

現行欄、第1条中「第24条第6項」を、改正後（案）欄のように「第24条第5項」と改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第4号、平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第9、議案第5号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書 6 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 5 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、火災や災害時などの際の地域での対応のかなめとなる消防団員数が減少する中、消防署組織法及び消防団員の活動環境の整備についての通知に基づく機能別団員制度を導入するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第 5 号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 1 条関係）により説明をいたします。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

まずはじめに、上段の平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

現行欄、附則別表（第 3 条関係）中の区分欄 12、消防団の団員の団員の年額の欄、2 万 4,500 を、改正後（案）欄の区分欄 12、消防団の団員の団員の項の年額の欄、2 万 4,500 と、機能別団員欄の 1 万に改めようとするものでございます。

次に、下段の議案第 5 号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 2 条関係）によりご説明をいたします。

平泉町消防団条例の一部改正でございます。

現行欄、第 4 条第 1 号を、改正後（案）欄のように、「本町に居住し、又は勤務する年齢 18 以上の者であること」と改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

今回、4 条のほうで年齢が前は 18 歳から五十何歳までだかと決まっておりましたけれども、それを上限を設けないということのようですけれども、その上限を設けない理由をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

また、本町の定数が 260 名という形で条例で決まっているようですけれども、現在何人、今消防団がいるのか。

そして、もう 1 点は機能別消防団ということで、本町の場合にはこの機能別は特定の活動に制限、特定の特化したグループ、団員になるのか。その辺を区別つけるのか、つけないのか、そこをお聞きしたいということと、まず。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今回制定をお願いいたします機能別消防団員の年齢制限の関係でございます。

今までは年齢制限につきましては設けていたところでございますけれども、今回の改正によりまして年齢制限は撤廃すると。ただし、特に機能別につきましては今現在9つの分団があるわけでございますけれども、その分団の分団長さんからの推薦ということがございますので、健康上の問題等々については分団長さんの判断にお任せするというようなことで、年齢制限は撤廃させていただいて、いずれOBの方々に多くの支援をいただきたいというふうなことで、このような形で定めさせていただいたところでございます。

それから、今現在の消防団員数でございます。

まず、定数につきましては260名と規定されてございます。現在の消防団員数については210名となっているところでございます。

それから、機能別消防団員の活動範囲でございますけれども、特に機能別につきましてはその9つの分団に町内分かれているわけでございますけれども、そのそれぞれの分団に属する範囲内での活動に限定してお願いするものでございますので、今現在の消防団の分団長の指示に基づく活動ということになるものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

それと、団員になるために勤務する、居住または勤務ということなんで、そうするとその地域に例えば会社なら会社があつて、それでもう町内の会社に勤務しているんだということになったときのその所属する分団というのは、どういうふうに区別つけるのか。大きな会社のある例えば地域のところは団員がうんと一気に増えて、無いところは無いと、こういったような形になるのではないかということなのですけれども、その辺の調整はどういうふうに考えているのか、その辺をお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

いずれ各企業さんからの入団ということになれば、そこの所属する分団への所属ということになります。ですので、今議員おっしゃられたとおり、企業が集中している分団、特にも第1分団が集中している。と思いますけれども、いずれそれにつきましては、どうしても範囲がそれぞれ分団長という分団のそれぞれの範囲を定めておりますので、その中での対応ということになることとございますので、いずれ企業からそういう形でその申し出があった場合の団員数の公平性というか、にはその差異が出てくるものとは考えられますけれども、いずれその中でできればそういう形でその企業からの協力もいただければというようなこととございますので、今後の防災力

の強化については、こういう形で対応する必要があるのかなということで、まずは今回こういう形で実施させていただきたいというところでございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

この特別職の旅費、費用弁償についてでございますが、団員は2万4,500円ということですが、今までの上限あるか。それから機能別団員には1万円という、これはどの方向で1万円なのか。さらにはこの旅費と費用弁償とかがかかっていますが、旅費と費用弁償、これ数字は1つですけれども、その内訳聞きたいのですが。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、団員の報酬の今後の変更あるかということでございますけれども、これにつきましては今後その他の特別職もあるわけでございますので、それらを勘案しまして、社会情勢、経済状況等を勘案しながら変更はあるものと思っておりますし、また今回の機能別消防団員の年額報酬1万円でございますが、これにつきましては今現在先進的に実施しております自治体等を参考にさせていただきながら、大体似たような形での額に定めさせていただいたところでございます。

それから費用弁償ということでございますけれども、具体的にはこれは出動手当でございます。いずれ災害に出動いたしますと、その手当として2,500円を支給しているところでございますので、この手当については同額で支出すると。出動していただいた場合については同額で支出するというようなことでございます。

以上でございます。

旅費等については規程がございますので、役場の職員規程等に基づく旅費を支出させていただくというようなことになっています。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、進行いたします。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第5号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(佐々木雄一君)

日程第10、議案第6号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長(岩淵毅志君)

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院及び岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い妥結した内容により、提案させていただくものでございまして、一般職の職員について、給料月額、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第6号の参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)によりご説明をいたします。

第1条関係は、平成27年度の適用改正分でございます。

6ページをお開きください。

これは、再任用職員以外の職員の勤勉手当の率の改正でございまして、現行欄、第20条第2項第1号中の「加算した額」の次に、改正後(案)欄、第20条第2項第1号のように「、6月に支給する場合においては」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85」を加えようとするものでございます。

次に、再任用職員の勤勉手当の率の改正でございまして、現行欄、同条同項第2号中の「勤勉手当基礎額に」の次に、改正後(案)欄、同条同項第2号のように「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加えようとするものでございます。

この改正により、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.1月、再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月、それぞれ引き上げようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございまして、6ページから11ページに記載されております別表第1、行政職給料表を、現行欄から改正後（案）欄のとおり改正しようとするものでございまして、初任給、若年層で2,500円、高齢層、再任用職員で1,100円、平均改定率で0.4%の引き上げ改正をしようとするものでございます。

次に、11ページ、下段、議案第6号の参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をいたします。

第2条関係は、平成28年度以降の適用改正分でございます。

はじめに、単身赴任手当の改正でございまして、現行欄、第10条の5、第2項中の2万3,000円と4万5,000円を、改正後（案）欄、第10条の5、第2項中の3万円と5万8,000円に改めようとするものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当の改正でございまして、現行欄、第18条の3、第2項中の4,000円を、改正後（案）欄、第18条の3、第2項中の6,000円に改めようとするものでございます。

次に、勤勉手当の改正でございまして、はじめに、再任用職員以外の職員の勤勉手当の率の改正でございまして、現行欄、第20条第2項第1号の中の「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を、改正後（案）欄の第20条第2項第1号のように「100分の80」に改めようとするものでございます。

次に、再任用職員の勤勉手当の率の改正でございます。

現行欄、同条同項第2号中の「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を、「100分の37.5」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項ではこの条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定は平成28年度から施行することを、第2項では第1条の規定は平成27年度から適用することを、第3項では給与の内払いを、第4項ではこの条例の施行に関し必要な事項は規則に委任することを規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

平成27年度中の再任用職員の人数を教えてください。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

再任用職員については1名となっております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

その1名の方は今後継続ということになるか、そこについてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

現在の再任用でお願いしている職員につきましては、いずれ基本的な考えといたしまして、年金支給までの間ということで考えてございますので、継続はないものというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第6号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

それでは、日程を引き続き進めます。

日程第11、議案第7号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書11ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は平成14年に制定されておりますが、平成14年度から18年度までは5年間、平成19年度から21年度までは3年間、平成22年度から24年度までは3年間、そして平成25年度から27年度までの3年間の期限付きで施行してまいりました。今回の改正は、附則、第2項の中の平成28年3月31日で切れる執行期間を、平成31年3月31日までの3年間延長することにより、所要の整備を図ろうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

今、課長からの説明があつて、その期間をこの条例で3年だったり5年だったりというふうになって、今度はまた3年ということになりまして、これも世界遺産登録のための基金だったり、過去の色々な観光税みたいなところからの持ってきた経緯だったような気もするのですが、その3年だったり5年だったりという、その期間を決めていくのの根拠、何かその辺はどのように行政とその基金をいただく側の相手側との交渉はどういうふうになっているのか、ちょっとお知らせ願いたいなというふうに思います、期間とか内容とか。

議長（佐々木雄一君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

期間につきましては、今年度までは、まず世界遺産登録5周年を目指してということで、様々ないろんなイベントとか、それから集客活動などを行ってきました。お寺のほうでも5周年に向けてはやはり平泉文化のあたりの周知とか誘客について強力に推し進めていかなければならないということで、ある程度の額を出していただいたというところですが、今後3年間につきましては、5周年は終わりますが、それでも今後町のほうに誘客をすることによって、なお一層の経済効果を高めていくためには誘客等は必要ではないかということで、予算措置、新年度予算でもご審議いただきましたように同額で今後3年間も引き続きお願いすることとしておりました。

この3年間の根拠は、相手方の相談の中で経済情勢とか観光動向などがある程度見通せる年数ということで、3年間のあたりで金額のあたりを算出いただいているというような状況でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

そういう予算、お寺の関係でそういうのはきちんとして出していただくことについては、私も賛成しております。もちろんともに一緒にやっていくという、町をつくっていく、観光客の件とか、いいことなのですが、どうもその辺のところ曖昧で今までも3年5年という、あるので、そこをもう少しすっきりできてお互いに協議ができるような形があればいいのではないかなというところで今質問しましたので、今後もそういうところを気を付けながら気配りをさせていただきながら、両方でやっていけるような方向を付けていただければなということでございます。これは私の意見ですので、答弁は要りません。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第7号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第12、議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書12ページをお開きください。

議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、50年ぶりの抜本的な見直しを行った行政不服審査法が平成26年6月に公布され、

平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第8号の参考資料、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）によりご説明をいたします。

14ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、平泉町情報公開条例の一部改正でございます。

現行欄の費用負担、第15条の全文を、改正後（案）欄の手数料等第15条「前条の規定による、開示請求又は開示の申出に係る手数料は無料とし、行政情報の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。」に、現行欄の不服申立ての第16条の全文を、改正後（案）欄の審査請求第16条「開示決定等又は開示請求に対する不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、平泉町情報公開審査会に諮問しなければならない。第1号、審査請求が不適法であり、却下するとき。第2号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。第2項、前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。第3項、第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。」に、現行欄の情報公開審査会、第17条第5項中「不服申立人」を、改正後（案）欄の同条同項中の「審査請求人」に改めようとするものでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）によりご説明をいたします。

平泉町個人情報保護条例の一部改正でございます。

現行欄の不服申立て、第40条の全文を、改正後（案）欄の審査請求、第40条「開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下、「開示請求等」という。）に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく平泉町個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に諮問しなければならない。第1号、審査請求が不適法であり、却下するとき。第2号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。第3号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。第4号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。」に改め、現行欄の第2項の全文を、改正後（案）欄

の第2項「前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。」に改め、現行欄の第3項の全文を、改正後（案）欄の第3項「第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。」に改め、現行欄の個人情報保護審査会、第41条第2項中「60日」を、改正後（案）欄の同条同項中の「90日」に改め、16ページをお開きください。

現行欄の諮問をした旨の通知、第42条第1号、第2号中の「不服申立人」を、改正後（案）欄の同条同号中の「審査請求人」に改めようとするものでございます。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）によりご説明をいたします。

平泉町行政手続条例の一部改正でございます。

現行欄の適用除外、第3条第8号中の「、異議申立て」を、改正後（案）欄の同条同号中のように削除し、現行欄の聴聞の主宰、第19条第2項第4号中の「ことのある」を、改正後（案）欄の同条同項同号中のように削除しようとするものでございます。

次に、17ページをお開きください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）によりご説明をいたします。

固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

改正後（案）欄の第2条第5項の次に第6項として「委員長の任期が満了したときは、当該委員長は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。」を加え、現行欄、審査の申出、第4条第2項第1号中の住所の次に、改正後（案）欄、審査の申出、同条同項同号のように「又は居所」を加え、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第1号の次に第2号として「審査の申出に係る処分の内容」を加え、現行欄、第3項中の「行政不服審査法第13条第1項に規定する」を、改正後（案）欄、同項中の「それらの資格を証する」に改め、同条第5項の次、第6項として「審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けなければならない。」を加え、書面審理、第6条第3項の次に第4項として「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。」を加え、次、18ページをお開きください。

現行欄、決定書の作成、第11条第1項中の「においては、」の次に、改正後（案）欄、決定書の作成、同条中のように「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。」を加え、同項に第1号として「主文」を、第2号として「事案の概要」を、第3号として「審査申出人及び町長の主張の要旨」を、第4号として「理由」を加えようとするものでございます。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）に

よりご説明をいたします。

平泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

現行欄、町長の把握事項、第5条第3号中の「不服申立て」を、改正後（案）欄、同条同号中の「審査請求」に改めようとするものでございます。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）によりご説明をいたします。

平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

現行欄、第19条の3、第2項中の「行政不服審査法第14条又は第45条」を、改正後（案）欄、同条同項中の「行政不服審査法第18条第1項本文」に改めようとするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第7条関係）によりご説明をいたします。

平泉町町税条例の一部改正でございます。

現行欄、災害等による期限の延長、第18条第1項中の「不服申立て」を、改正後（案）欄の災害等による期限の延長、同条同項中の「審査請求」に改めようとするものでございます。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第8条関係）によりご説明をいたします。

平泉町手数料条例の一部改正でございます。

現行欄、趣旨、第1条中の手数料の次に、改正後（案）欄、趣旨の同条のように「及び行政不服審査法の規定に基づき、その事務について徴収する手数料」を加え、現行欄の別表第1（第2条関係）の表の33号を、改正後（案）欄、別表第1の表のように、第34号とし、32号の次に33号として、種類「行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料」、単位「1件につき」、金額「無料。ただし、町長が定める当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。」を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第8号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(佐々木雄一君)

日程第13、議案第9号、平泉町農業集落排水事業減債基金条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

14ページです。

議案第9号、平泉町農業集落排水事業減債基金条例の補足説明をさせていただきます。

はじめに、経緯についてご説明をいたします。

長島地区農業集落排水事業は、平成12年度に事業が完了いたしまして10年以上が経過をしております。このため平成27年度から国の補助事業を導入して、施設の修理や交換を行っております。この際の事業費の財源につきましては、事業費の2分の1、50%が国からの補助金で交付され、残りの2分の1につきましては起債を充てることとしております。今回この条例を定めることによりまして、岩手県の補助金交付要綱に基づき、事業費の10%が起債の償還に充てる経費として、県より補助されます。このため今回この減債基金条例を定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明をいたします。

まず、第1条につきましては設置目的について。第2条では積み立てる額について。第3条では管理内容について。第4条では収益の処分方法について。第5条では組替運用について。第6条では基金の処分について。第7条では町長委任について、定めております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番(高橋幸喜君)

本町の基金には色々ありまして、減債基金が一般会計といますか、そちらに減債基金という基金が現にあるわけです。その基金と今回の集落排水減債基金との違いを教えてください。

それと、現在、農業集落排水の事業債がどれだけ発行になっているのか、そこをお聞きしたいと思えます。

あとは、6条にあります、この基金は町債の償還の財源に充てる場合に限るということを書いてありますけれども、この町債というのは農業集落排水事業に対してというふうにだけ解釈してよろしいでしょうか。これ見ると何か繰りかえ運用というようなどころがありまして、集落排水の基金として積んでいたものを一般会計に1回戻して、その流用できるということになっているのですけれども、その辺ちょっと縦分けといいますか、そのところお聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回、農業集落排水事業で減債条例を定めるという、まず理由からですが、これは農業集落排水事業は特別会計という区分にされておりますので、それぞれの会計において、こういう条例を定めなければいけないという原則に基づいて、今回農業集落排水に特化した条例を定めるということでございます。

次に、起債の額につきましてですが、平成28年度の予算書にもございますが、前々年度で見ますと、まず農業集落排水事業債が4億9,000万ほどございます。次に、資本費平準化債が1億3,000万ほど、合わせて6億1,000万ほどの起債現在高がございます。

次に、第6条で、これは議員お話しのとおり、この基金で県からの補助金でいただく補助については、この起債の償還のみに充てると、そういう条件の県の補助の内容のものでございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

そうすると、この後ろのページに出ています提案理由の中に、下水道事業債の適正な管理を行うためにと、こういうことのようにすけれども、集落排水も下水、普通の、まず中の下水道も下水道なんだけれども、そうすると、ここのところは農業集落排水事業の適正な管理を行うためにとということとは違うのか、その辺をお聞きしたいと。

それとあと、今回県のほうにその減債基金を積んでいけば、今言ったように補助金がだいぶ楽になるというようなことのようにすけれども、昨年度平成26年度の決算書には1億1,290万という農業排水事業債を借り入れを起こしているようにすけれども、もしこれが気がついていけば、これらもう少し安くなるといえばあれですけれども、その対象になった事業なのか、その辺お聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、14ページの裏の提案理由、確かに下水道事業債というふうにございますが、これは県の要綱が、この要綱が岩手県下水道事業償還基金費補助金交付要綱という名前で、県の要綱ではこ

の中に農業集落排水事業も含まれた要綱になっておりますので、それを用いまして提案理由とさせていただきますというところでございます。

次に、平成26年度の決算でございますけれども、平成26年度につきましては、これは委託事業ということで調査設計をした事業の関係で、それについてはこの要綱上、特に定めが含まれないというふうのうちの方で判断をいたしまして、平成26年度についてはそういう条例を定めなかったと。平成27年度からは工事を行っているということから今回そういう、平成27年度、今回条例を定めますのは平成28年度から適用になります。そして平成27年度、実際は平成27年度に先ほどうぞ説明しましたように行ってございますけれども、これは対象に実はなつたものでございますけれども、これについては年度途中で県のほうからそういう交付要綱があるという連絡をいただいた関係で、平成27年度には間に合わなかったという内容でございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第9号、平泉町農業集落排水事業減債基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第14、議案第10号、行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関の設置等に関する事務を一関市へ委託することの協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書15ページをお開き願います。

議案第10号、行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関の設置等に関する事務を一関市へ委託することの協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、行政不服審査法の施行に伴い、地方公共団体に設置が義務付けられることとなった行政不服審査会について、地方自治法第252条の14、第1項の規定に基づき、16ページの別紙規約により、行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関の設置等に関する事務を定住自立圏形成協定を締結している一関市へ事務委託を行うため、議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、議案書16ページの一関市と西磐井郡平泉町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関の設置等に関する事務委託に関する規約の説明をいたします。

はじめに、委託事務の範囲でございます。

第1条では、地方自治法の規定に基づき、平泉町は行政不服審査法に規定する附属機関を設置し、及び同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事務を一関市に委託することを規定しております。

次、管理及び執行の方法でございます。

第2条では、委託事務の方法を一関市の条例、規則その他の規程の定めるところによることを規定してございます。

収入金、第3条では、委託事務の収入金は、一関市の収入とすることを規定しております。

経費の負担、第4条では、第1項として、委託事務の経費は、平泉町の負担とすることを規定してございます。第2項では、平泉町の負担すべき経費の額及び納付方法は、一関市長及び平泉町長が協議により別に定めることを規定しております。

予算の執行、第5条では、第1項として、一関市長は、委託事務の収入及び支出について、その経理を明確にしておかなければならないことを規定してございます。第2項では、一関市長は、各年度終了後速やかに委託事務の収入及び支出の明細を平泉町長に通知することを規定してございます。

条例等の制定改廃の場合の措置でございます。

第6条では、第1項として、一関市長は、委託事務が適用される条例等を制定し、または改廃したときは平泉町長に通知しなければならないことを規定しております。第2項では、第1項の規定による通知があったときは、平泉町長は、速やかに当該条例等を公表することを規定しております。

補則、第7条では、この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、一関市長及び平泉町長が協議して定めることを規定しております。

なお、附則といたしまして、第1項では、この規約の施行日を平成28年4月1日からとすることを、第2項では、一関市長は、委託事務について適用される条例等の写しをあらかじめ平泉町長に送付することを、第3項では、平泉町長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する条例等が平泉町に適用される旨及び当該条例等を公表することを規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

今、文章を読むときに、その委託事務の管理及び執行についてというの省いているんだけど、全てこの条項の。7条、6条、5条、これはミスプリントという意味ですか。その委託事務の管理及び執行という文字を読んでいないんだけど、抜いているんだけど、抜くという意味はどういう意味ですか。その読まないという、そういう説明しないという、それを全部省いて、何について、と読んでいるんだけど、これはこっちのほうがミスなのかどうか、その辺ちょっと。

議 長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

申し訳ございません。管理、第3条の部分でございます。

議 長（佐々木雄一君）

8 番、小松代智議員。

8 番（小松代智君）

いや、全部全部。全部を読まないの。5条、6条、7条も。

議 長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

申し訳ございません。ミスプリントではなく、私の説明の中で省略させていただいたものでございまして、この条例に記載している内容そのものを今回お願いするものでございます。

申し訳ございません。私のほうの説明の中での。

議 長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほか。

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

事務を委託事業ということになって経費もかかるのだと思うのですが、事務のこの関する不服審査法に対して、職員は配属されることなのですか。それとか、その事務経費は、予算書を詳しく見ればいいのですが、その経費等もかかるのだろうというふうに思うのでございますが、もう少し詳しく説明してもらえればと思います。

議 長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この審査会の設置を一関に委託する理由でございます。本来これは各自治体で設置すべきものでございますけれども、この審査会につきましては、弁護士等の様々な法律的な内容等も含めて審査する内容になってございまして、それらの識見を有する人材をなかなかそれぞれの自治体で確保することが難しいということもございまして、いずれ地方自治法の規定の中で、これを業務委託できるというような内容がございまして、今回いずれ一関市と様々な広域行政等も取り組んでいる関係上もございまして、一関市のほうにそういう組織がすぐ設置できるような状況もあるというようなことを鑑み、というような内容で今回委託させていただくものでございます。

経費につきましては、これについては広域行政組合への事務委託経費の中であわせて計上させていただくような形になるものでございます。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

管理及び執行の方法って、第2条なのですが、委託事務の管理及び執行については一関市の条例、規則その他の規程の定めるところによるということでございますが、向こうは人口もかなり多い人口なのですよね。こちらは8,000人切っているような人口なのです。その流れによって、どのような向こうの規程に基づいて、本当にやれるものなのだかなんか、その辺ちょっとご説明をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

あくまでもこの基本としての組織設置でございますので、特段、一関市の人口規模とか、行政規模に伴う自治体間での対応の差異はないものというふうに考えてございますので、いずれ今回この規定のとおり、一関市の条例規則等に定めるような形に従って、執行していただくというようなことの内容でございます。いずれ内容等に平泉町として不具合があるようなものであれば、それについては再度一関市と協議をさせていただいて、改めながら執行していくというようなことになるというふうに考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

第3条のところ、委託事務の管理及び執行に伴う収入金は一関市の収入となると。想定される収入というのはどういう収入があるのでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

想定される収入といたしましては、委託事務の管理及び執行に伴う収入金としましては、審査請求人等への証拠書類等の写しの交付等の手数料等が想定されているところでございます。

議 長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

4 番、佐々木一治議員。

4 番（佐々木一治君）

不服審査委員会ということで、事務は一関ということでございますけれども、もちろん不服については当町で受け入れると。そして、事務だけその一関市にやられると、こういうことですね。

議 長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

審査請求につきましても、その市で受け付けるということになるかと思えます。いずれ平泉町の方から申し出があれば、こういう形で事務委託をしておりますのでという形でお知らせ申し上げて、市のほうに請求していただくというふうな形になるものでございます。

議 長（佐々木雄一君）

ほかに。

（「進行」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

なければ、進行します。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第10号、行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関の設置等に関する事務を一関市へ委託することの協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議 長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程に入るに先立ち、午前中の答弁で訂正したいという申し出がありますので、許したいと思
います。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

午前中の寺崎敏子議員からのご質問の中の行政不服審査事務にかかわる負担金について、私、
答弁の中で一関地区広域行政組合負担金の中に含まれるというふうなご答弁を申し上げましたけ
れども、実際間違いでございまして、新年度予算書の中の総務管理費の中に行政不服審査事務の
委託負担金ということで単独で計上させていただいている内容でございますので、訂正をさせて
いただきます。申し訳ございませんでした。

議 長（佐々木雄一君）

それでは、日程に入ります。

日程第15、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めること
についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書17ページをお開きください。

議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについての
補足説明をさせていただきます。

今回の計画策定は、現計画が平成27年度をもって終了するため、辺地における公共的施設の総
合的な整備に関する財政上の計画を示すものとして、新たに策定しようとするものでございます。

それでは、議案書18ページの総合整備計画書により説明をいたします。

まず、辺地名でございますけれども、岩手県西磐井郡平泉町戸河内辺地でございます。

辺地内人口につきましては、平成27年12月25日現在の住基人口で255人、面積は15.5平方キロ
メートルとなります。

次に、辺地の概況でございます。

（1）辺地を構成する字名は、泉ヶ城、東郷、西郷、南郷、広滝、南沢、馬場、長倉となりま
す。

（2）として、地域の中心地でございますけれども、平泉町平泉字東郷32番地でございます。

（3）の辺地度点数については、辺地につきましては100点以上が必要になりますけれども、
当地区については108点となっております。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますけれども、戸河内辺地内住民の生
活安定と福祉向上、他地域との交流促進のためには、町道戸河内線に接続する道路網の整備拡充
を図ることが必要であることから、引き続き戸河内辺地の総合整備計画を策定するものでござい
ます。

次に、3の公共施設の整備計画でございますが、整備期間は平成28年度から平成32年度までの

5年間となります。施設名は道路・橋梁、事業主体は平泉町、事業費は1,200万円、財源は一般財源で、辺地対策事業債の充当を予定してございます。整備を予定している路線名は、町道桐畑線でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

辺地債ということで今ご説明ありましたが、事業費については1,200万ということですが、その町道ということですが、橋梁の分はないのですか。橋梁もかかっていますか。道路だけですか。橋梁と両方かかっていますか。その点についてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

公共施設整備計画の中の施設名として、道路・橋梁というふうに記載しておりますが、事業の中で橋梁事業はないのかというようなことでしょうか。

施設名としては、道路・橋梁という1つの項目に該当するものでございますが、今回のこの計画の中で考えている町道桐畑線の工事の中には、橋梁整備は含まれておりません。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

それでは、進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第16、議案第12号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

議案書19ページをお開きください。

議案第12号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故による放射性物質影響対策に要した費用につきましては、これまで県と連携しながら東京電力に対し7次にわたり損害賠償請求を行ってまいりました。うち平成23年度、平成24年度に係る損害賠償につきましては、直接交渉で損害賠償が認められなかった損害額について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行い、同センターの和解を受け入れることで損害賠償の一部を受領いたしました。また今回、平成25年度、平成26年度分に係る損害賠償請求を行いました。東京電力との直接交渉では具体的な進展が期待できないと見込まれたことから、再度原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てを行おうとするものでございます。

それでは、議案書の中身に入りますが、1として、申し立て先は原子力損害賠償紛争解決センターになります。

2として、申し立ての相手方は東京電力株式会社でございます。

3の申し立ての趣旨及び原因についてですが、損害賠償額3,790万1,422円を支払うようあっせんを求めるものでございます。申し立て額は、県を通じて東京電力に対して請求している平成25年度と平成26年度の損害賠償請求額となります。ただし書きにあるのは、原子力損害賠償紛争解決センターへの実際の申し立てを今月末に予定しておりますが、その間に損害賠償の一部合意がなされれば、その額を控除した額があっせんの申し立てになるということでございます。申し立ての時期は、平成28年3月下旬を予定しております。また、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立ては、県、市町村等がそれぞれ行うこととなりますが、申し立て後の対応については県と協調しながら対応していくこととなります。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

本請求が平成27年3月31日までと、こういったようなことになっているのですけれども、これ

はいつからこの3,790万何がしという金額は、いつまではわかりますけれども、いつからだかというようなところをお聞きしたいし、前回請求して和解していたわけです。要するに和解すれば結局残りの分は、結局普通企業でいえば損金に値するものなのですからけれども、その辺の額が延べで今までどのくらいの金額になっているのか、その辺お聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

まず、いつからの分かということなのですが、今回のあっせん申し立ての対象額は、平成25年度と平成26年度の2カ年度にわたる損害額に対する申し立てでございます。

それから、前回の和解した後のいわゆる認められなかった、ADRに申し立てしても認められなかった分ということなのでございますが、これは平成23年度、平成24年度分の2カ年度分でございます。直接交渉で賠償を受けた分、それから和解によって賠償を受けた分を除きますと、2,675万1,168円が平成23年度、平成24年度分で賠償として認められなかった分ということになります。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

いずれこれは和解したということですので、もう今後この2,600万というのはもう入ってこないというふうに解釈してよろしいのですね。和解して残りをいただいたのだから。その辺お聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

今のところ和解をいたしましたので、あとは再申し立てあるいは裁判、訴訟という形が残されているわけなのですが、これにつきましては岩手県の動向とか、あるいは1市2町で、奥州、一関で1市2町で取り組んでもらってきているというふうなことも考え合わせまして、今のところはまずそれ以上を申し立てるというふうな形にはなってございません。そういうことで、この2,675万何がしというふうなお金はそのまま残るということになります。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

いや、和解ということはもうこれはもう終わりだと。企業でいえば損金ということに値するのではないのでしょうかということなので、これはもうその時点で和解したから、これの除きの分は貰ったのだと、こういうふうなふうに解釈できないのですか、その辺を。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

一応その和解はしましたので、そのとおりでございますが、何もしなければそのとおりでございます、それ以上の。ただ、先ほど言いましたように再申し立てあるいは訴訟という方法は残っているということでございます。

それからあともう一つは、時効という問題がございます。これは損害を受けたのがいわゆるはっきりした時点から10年間というふうに言われておりますので、まだ時効は残っているということで、時効が完成してしまえばこれはもう確定ということになるかというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

今回の請求、紛争解決センターへのあっせんを途中和解案の骨子という形で示させて、それを検討するという解釈でよろしいのでしょうか。

もう一つは、汚染の土、そういったものがいまだ途中というか、仮という形になっておりますが、その移転と申しますか、そういった先は決まっていなくて、そのままということになるのでしょうかけれども、そういったことの移転とか、国のあれが定まらないので、それは全く見通しは立たないということになっているのでしょうかけれども、そういったことが将来的に出てきた場合の費用というのはどうなるかということは、先の見通しは立っていないのでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

前回和解に至るまでの間に1回骨子という形で示されました。これはいきなり和解案になっても別に問題はなかったそうですが、一応、岩手県のほうでこういう例ってなかなかないものから、いきなり和解案ではなくて骨子を示してくれというふうなことをADRのほうに申し入れて、そういう形で1回骨子を受けたと。それに対して、こちら側で意見を言ってやったというふうな形になります。したがって、たぶん今度も同じような形にはなると思いますが、形式上はいずれいきなり和解案でも特には問題はないようでございます。

それから、除去土壌の今後の処理に係ることなのですが、いずれ除去土壌につきましては環境省のほうの処理基準が早く示してほしいということで申し上げております。それが示されないと、どのように処分していいか、はっきりしないわけでございます。ということで、その処理に係る処分基準を出すようにということで何度も申し入れをしているということです。

それから、それが決まり、どのような処分になるかちょっとわからないのですが、いずれ例えば処理費用がかかるということになった場合には、当然それは国庫補助の対象になるというふうはこちらでは考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

それでは、ここの審理期間という1年半というように、前、説明受けておりますけれども、その段階その間にその骨子案という形でもう一度議会に諮ることはあるかないかについて伺います。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

骨子案ではなくて、前回と同じように和解を受け入れるかどうかの承認を求める議案になるというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

この率、和解額の割合というものがもちろん人件費というのがほとんどゼロという形に近いのかなというふうに見ておりますし、そして、一関市の割合、広域行政のほうの示された割合なんかとちょっとやっぱり40%ぐらいの和解額の割合だったりする、その差というのはどういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

各自治体によりまして、色々少し差異があるというふうなことなのですが、まず人件費につきましては、いわゆる事故前、事故の以前の年度と、それから事故後の年度のいわゆる人件費の増加割合を、ちょっと複雑な計算あるのですが、簡単にいえば増加した割合に基づいて割合を出して、それに基づいて損出額を出していくというふうなやり方をとりました。基本的には人件費は追加的な費用ということになりますので、今まで言われてきているのはいわゆる時間外の手当、それから賃金などに要した費用といったような形になります。特に時間外だけというふうになりますと、それほど多くの額ではなかったわけです。それで、それ以上に今回はいずれこの額でも多く貰っているわけなのですが、いわゆる押し出し時間外というのがございまして、本来時間内にやるべきことを放射線対策をしなければならなくて、本来のやるべきことを時間外にやったといったような分を認めますということがありまして、その分として、そういう先ほど言ったような計算をして、必ずしも押し出し時間外というのが正確には出ないわけなのですが、そういったような考え方で計算をしたということでございます。

したがいまして、事故前と事故後のその差異が各市町村によって違うわけでありまして、当然ここと一関も違っていたわけです。そういうことで最終的に賠償額の割合が少し一関などと比べれば低かったということです。こちらから見れば逆に高かったのではないかなというふうには思っているわけなのですが、いずれそういったようなことがございますし、それから岩手県の場合なのですが、同じような算定方法で計算しておりますが、岩手県の場合はいわゆる震災復興特交で算定された分は損害賠償額からそもそも除いております。こちらはその分も含めて出してお

りますので、その辺の違いもあったということでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第12号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第17、議案第13号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書20ページをお開きください。

議案第13号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、20ページの裏、第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款町税1,591万4,000円、1 項町民税1,603万6,000円、これには法人の現年課税分1,616万3,000円が含まれております。3 項軽自動車税12万2,000円の減。

9 款地方交付税、1 項地方交付税294万9,000円。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金465万6,000円の減。

12 款使用料及び手数料23万3,000円、1 項使用料26万7,000円、2 項手数料3万4,000円の減。

13款国庫支出金5,685万円、1項国庫負担金93万7,000円の減、2項国庫補助金5,776万5,000円、これには社会保障・税番号制度システム1,092万5,000円の減額、地方創生加速化交付金7,363万1,000円の増額、臨時福祉給付金給付事業費補助金3,180万円の増額、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2,000万円の減額、社会資本整備総合交付金2,320万2,000円の減額が含まれております。3項委託金2万2,000円。

14款県支出金1,329万5,000円の減、1項県負担金65万5,000円の減、2項県補助金1,086万4,000円の減、これには子ども・子育て支援交付金518万5,000円の増額、森林整備地域活動支援交付金418万2,000円の減額が含まれております。3項委託金177万6,000円の減。

15款財産収入3万9,000円、1項財産運用収入4,000円、2項財産売却収入3万5,000円。

16款寄附金、1項寄附金335万1,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金1,130万円の減、これには減債基金繰入金1,000万円の減額が含まれております。

21ページになります。

19款諸収入329万3,000円、2項町預金利子3,000円の減、4項受託事業収入6万円、5項雑入323万6,000円、これには市町村振興協会市町村振興助成金778万7,000円の増額が含まれております。

20款町債、1項町債3,030万円の減、これには道の駅整備事業1,390万円の減額、道路橋梁改良事業1,990万円の減額が含まれております。

歳入合計2,307万8,000円。

21ページの裏になります。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費192万1,000円の減。

2款総務費1億535万9,000円、1項総務管理費1億701万7,000円、これには財政調整基金積立金1,631万9,000円の増額、減債基金積立金1,000万円の増額、浄土の観光まちづくり実施計画策定委託料1,100万円の増額、浄土思想多言語普及啓発映像作成委託料1,000万円の増額、庁舎内ネットワーク再構築業務委託料1,677万3,000円の増額が含まれております。2項徴税費78万8,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費82万2,000円、4項選挙費143万3,000円の減、5項統計調査費25万9,000円の減。

3款民生費3,331万6,000円、1項社会福祉費4,991万7,000円、これには臨時福祉交付金3,180万円の増額、国保特別会計繰出金1,478万2,000円の増額、健康福祉交流館特別会計繰出金1,146万8,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費1,560万1,000円の減、これには児童手当費550万円の減額が含まれております。3項災害救助費100万円の減。

4款衛生費846万7,000円の減、1項保健衛生費497万2,000円の減、2項清掃費349万5,000円の減。

6款農林水産業費3,097万3,000円の減、1項農業費2,175万7,000円の減、これには道の駅整備事業設備品購入費1,000万円の減額、6次産業化促進支援事業補助金400万円の減額が含まれてお

ります。2項林業費921万6,000円の減、これには森林整備地域活動支援交付金557万6,000円の減額が含まれております。

7款商工費、1項商工費4万4,000円。

8款土木費5,370万3,000円の減、1項土木管理費99万8,000円の減、2項道路橋梁費4,045万4,000円の減、これには用地測量及び分筆登記業務委託料686万円の減額、平泉スマートインター整備事業負担金931万6,000円の減額が含まれております。4項都市計画費1,138万3,000円の減、これには住宅リフォーム工事費助成金375万9,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金420万6,000円の減額が含まれております。

次に、22ページとなります。

5項住宅費86万8,000円の減。

9款消防費、1項消防費74万7,000円の減。

10款教育費1,977万6,000円の減、1項教育総務費1,621万5,000円の減、これには教育用パソコン等機器購入費1,400万2,000円の減額が含まれております。2項小学校費15万5,000円、3項中学校費85万円の減、4項幼稚園費33万8,000円、5項社会教育費328万2,000円の減、6項保健体育費7万8,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費5万4,000円の減。

歳出合計2,307万8,000円。

次に、22ページの裏をお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、新地方公会計システム導入事業150万9,000円、情報セキュリティ強化対策事業1,690万2,000円、地方創生加速化交付金事業7,363万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業3,513万7,000円。

6款農林水産業費、3項農業振興費、地域連携販売力強化施設整備事業1億1,828万円、担い手確保・経営強化支援事業249万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、平泉スマートインターチェンジ整備事業1,911万円。

以上、7事業、2億6,705万9,000円を繰り越そうとするものでございます。

次に、23ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。追加と変更でございます。

はじめに、追加でございます。起債の目的、情報セキュリティ強化対策事業。限度額560万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り替えることができる、としようとするものでございます。

次に、変更でございます。

道の駅整備事業、変更前の限度額8,850万円を変更後の限度額7,460万円に、道路橋梁改良事業、

変更前の限度額1億1,650万円を変更後の限度額9,660万円に、スクールバス購入事業の変更前の限度額780万円を変更後の限度額570万円に、それぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

まず、歳入の法人の補正額一千六百何がしという金額なのですけれども、当初予算から見ると、あんまりにも増額なのですけれども、この原因は何かと。余りにも5割以上の伸び率といいますか、そういったようなことなので、その原因はどこにあるのか。簡単にいえば、それだけ法人の決算が上方修正したから、こういうことになったのかなと、こういうふうに思いますけれども、その辺あんまりにも差があり過ぎると、こういうようなことでございます。

次の33ページの臨時福祉給付金、これ3,100万ほどございますけれども、これは対象者全員といますか、100%対象者に給付することができたのかどうか。

その2点お聞きします。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

23ページ裏の町民税、1款町税、1項町民税に2目、法人の現年課税分の法人額が1,616万3,000円、これあんまりにも当初予算からかけ離れているということの内容でございましたけれども、実は当初予算を組むときには、平成27年の10月から町税の法人利率が12.3%から9.7%に引き下げられるということでございましたので、それに基づきまして当初予算も組んだところでございましたが、その引き下げられたことによる影響があんまりそういう影響は少なく、1月末までの実績に2月分と3月分の過去3年間の平均値を加えた見込み額が、全体ではこの1,616万3,000円が増額になるということで今回増額補正したものでございますが、詳しい理由といたしましては、詳しくは分析しておりませんが、震災復興による重機のリース関係の業者の方々の所得というか、法人税額が増えて、それに伴いまして町民法人税も増えているということが、詳しい分析はしておりませんが、そういった理由かなということで考えております。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

33ページの臨時福祉給付金の関係でございますが、平成27年度につきましては1人当たりは非課税世帯ということで6,000円の支給を行いました。100%になったのかということでございますが、100%にはなってございません。ちょっと詳しいパーセンテージはちょっと資料持ち合わせ

ていないのですが、一応申請書を送付してありまして、それに基づいて受け付けしていったわけなのですが、来なかった方については再度通知をいたしまして来ていただくようにということまでやったわけですが、全員にはなってございません。平成26年度に実施した臨時福祉給付金のときもやはり同じようなことで、何かお叱りをいただいたというか、何回もよこすんだみたいな、いわゆるこれは消費税が上がったことに対しての臨時福祉給付金でございましたので、どうしても様々な考え方があったのかなというふうにはございます。そういう方からご意見もいただいたなんかはいたしました、いずれ100%には至ってございません。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋議員。

6番（高橋幸喜君）

再三にわたって出して来ねえということで、何か聞くとところによると、これは本人確認あるいはなりすましというようなものも発生しないとも限らないから、どうしても本人でねばわかんねえと。その本人が来られねえと、役場に、というような話も聞きますけれども、では、そういうことはないというふうに断言していいのかどうかお聞きしたいということと、1つ追加させていただきます。28ページの裏、発掘調査原因者負担金というのがこのくらい減額となっておりますけれども、この辺、原因をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

それでは、先に発掘の関係で答弁させますが、よろしいですか。

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

28ページの裏の発掘調査原因者負担金264万6,000円の減のことでございますが、これは予定していました建築の事業が年度内で決まらなかったために、この原因者負担によります発掘調査事業でございましたけれども、年度内の実施が不可能となったために取り下げることになったものでございます。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

どうしても本人が当然理由があって来られない場合もあるわけなのですが、そういった場合は代理人の申請を認めておりますが、当然本人の分と、それから代理で来た方の分の確認はさせていただくという形でやっておりました。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

わかりました。

ここで発掘調査の負担金の問題なのですが、これいつもこれが原因者負担というようなことで、住宅以外のことについては原因者負担というような形で負担が行くわけなのですが、

も、本町の場合にはこれは発掘調査の費用、この原因者負担金の問題について、これは分割とかそういったようなのはやっていないと、私聞いておりますけれども、そのとおりかどうか。やっていないとすれば、新たに事業を営む者としては初期投資が一番金が掛かるところなのです。そのときに建築費は出さなくてねえ、発掘費用も出さなくてねえ、そうなってくるとなかなか本町では企業というのは新たに起こすというのはなかなか難しいというか、金銭的な負担が最初からのしかかると、こういったような問題があるので、その人たちも非常にやりやすくするためにそういう方策をとっているのか、とっていないのか。分割でもいがすよとか、何回払いでいいですよ、例えば下水道の見ているの5年間でいいですよ、あるいはその分の借り入れ起こすならば利息でも補給してやりますよとかという制度があるのかねえのか、その辺お聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

特に分割でのお支払いいただくとか、そういった制度とかは全くありませんで、一括でいただいております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

25ページの国庫補助金のところで、地方創生加速化交付金という形で国のほうから来ておるようですけれども、これの事業については30ページの裏の企画費の中の委託料という形で、こういった事業なのかなというふうに思うのですが、その内容についてお知らせください。

それから、すみません、また戻りまして、25ページの浄化槽設置整備補助金ということで、107万の減になっておりますけれども、今年度28年度も予算化をしているところなのですけれども、今後の見通しについてお知らせください。

議長（佐々木雄一君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

25ページの国庫補助金の1目の総務費国庫補助金、地方創生加速化交付金についてのご質問にお答えしたいと思います。

今年度の地方創生の交付金につきましては、当初は平成28年度分につきましては新年度になってから交付するというような国の意向が示されていたところですが、色々な諸事情が国でもあるようで、平成27年度に新型の加速化交付金を新設して繰り越しをさせて事業を運用していただきたいというような趣旨で今回、加速化交付金为新設されて、それぞれの議会で議決をいただくようにということで、お示しをいただいております。それに則って、本町でも事業の組み立てを行っているのですが、今回のこの加速化交付金の特徴といたしましては、1つのそれぞれのばらばらの事業ではなくて、それぞれの事業がストーリー性を持って、事業が連携して、そして町としての地方創生になるような提案をしていただきたいというような内容となっております。その

企画の内容が先進的なもので市町村それぞれが自治体が創生ができるような内容であれば採択をされると言われております。具体の採択につきましては、3月の中旬以降、まだ本当に採択なるかはこれからのので、まだ待っているところですが、日数も少ないということなので今回補正予算で提案をさせていただいております。

具体的内容につきましては、30ページの裏にあります、6目の企画費の中の減額されている総合計画策定業務委託料と14節のコピー使用料、それから19節の代替バス運行費補助金、この3つは除いて、除いた全てのものが1つの事業ということで今回の交付金の対象事業ということになります。

具体的内容について申し上げますと、1つは15節の工事請負費のところにありますように、浄土の拠点施設改修工事ということで、これは旧老人憩の家を改修いたしまして、地域住民と交流機能とか宿泊施設を備えた浄土思想の伝承と体験を含めた宿泊施設を民泊施設を整備しようというような計画でございます。改修にあたっては外国の方がお泊まりいただいても和の感覚が味わえるように、いろいろ端とか縁側、それから庭園などを盛り込むように配慮するというような計画になっております。

またあわせて、委託料のところの一番上の地域連携DMOの設立プロジェクト委託料につきましては、現在、一関と平泉町が平成27年度に検討委員会を立ち上げて検討しているのですが、これは平成28年度分の事業に係る本町からの負担分ということで委託料として上げさせていただいております。

それから、次の体験型の事業の創出と広域的連携委託料ということですが、これは広域で連携することによって、地方観光の強化を図るというような内容で、具体には花巻市のほうに委託をいたしまして、花巻温泉に宿泊する観光客に対し、平泉町に体験をして来ていただいて平泉文化をより一層理解していただくというような内容となっております。

また、次の浄土の観光まちづくり実施計画策定委託料でございますが、これは観光に係るまちづくりの指針を作成するとともに、世界遺産の町を具体的に商品化していくというような事業でございます。この中では特産品の開発とかお土産の開発なども具体に行っていくというような内容となっております。

次の浄土の拠点施設の運営委託料ですが、これは改修した旧老人憩の家を宿泊施設に改修するのですが、それに係る施設の運営に係る経費ということで委託料として払うものです。

6番目のモニターツアーの企画委託料ですが、これは外国人観光客を含む宿泊客を受けるためのモニターツアーなどの企画に係る経費で、老人憩の家の宿泊機能を持たせるわけなのですが、その運営を請け負った方に対して、委託をしようとするものです。

次の観光経済波及効果分析委託料ですが、年間観光客をたくさん受け入れている本町ではありますが、その経済効果が不透明な状況にありますので、その経済効果を分析することによって、その効果を増加させるための方策を模索するというような内容となっております。

それから次の浄土の思想多言語普及啓発映像作成委託料ですが、これは平泉文化をわかりやすく映像で見せるための動画を作成するための委託料となっております。作成後は平泉文化遺産

センターに設置いたしまして、ガイダンス施設としての役割を強化しようとするものです。

次に、海外メディア招へい事業の委託料ですが、これは海外からの旅行者を誘致するために本町で番組などを作成してもらうことを狙いとして、海外メディアの方々を招へいしようというような事業となっております。

ということで、以上のような内容です。

あと、あわせて負担金及び補助金のところで、民泊推進施設改修補助金ですが、これについては民泊を行っている方、それから今後民泊に参入したい方に対しまして、トイレ改修などの修繕費や改修費用を補助しようとするものです。

その下の宿泊施設のバリアフリー化の補助金につきましては、旅館業等を営んでいる宿泊施設に対して、バリアフリーに対応した施設に改修するための改修費を補助しようとするような事業となっております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

合併浄化槽の補助金、今回国庫補助金、支出金とも、県も含めて減額しておりますけれども、これは当初、合併浄化槽19基を要求しておりました、実際は14基分の補助金しかつかなかったということで今回減額したものでございます。なお、今後、今の状況ですけれども、県内合併浄化槽の設置に対する市町村の要望が非常に多いという中で、県・国とも補助金の額が減額という状況にありまして、重点的に今、沿岸部のほうに配分されているということですが、できれば今年度並みの14基ということで平成28年度も要望をしているという状況にあります。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

このさっきの質問の中で、その拠点の整備ということでやはり老人憩の家ということを利用するというのは、毛越寺の駐車場も近く、そういった形でぜひ有効活用していただきたいなというふうに思います。

それからあと、海外メディアの招へい事業ということで、前々からやはり海外のほうで記者とか、その発信をしてくださる方たちを今まで平泉FANとかにかかわった方たちに、やはり海外のそういった人たちを通して、海外に発信してくださる力が平泉は足りないのではないかと、いうふうによく言われていましたので、ぜひここはいろんな国にぜひ平泉という、そこを発信いただくようにここはぜひ力を入れていただきたいなというふうに思っております。

それから、やはりこの経済効果の分析ですね。これも500万ほどの委託料を使って調査するわけなのでしょうけれども、やはり効果といいますか、そういった形のものがかつとかなか示されることが、具体的にここが弱いとかそういったところがなかなかちょっと見えてこないところがありますので、ぜひここは活用していただいて、何が足りないとか、そういったところを

しっかりとやっていただきたいなというふうに思っています。

そしてあと、2番目の合併浄化槽です。それやはりこれは14基という、今年度平成28年度も14基という設定はやはり平成27年度の実績で14基という形の募集をしているようではございますけれども、どうしてもなかなか下水道の関係が進まないの、やっぱり合併浄化槽を進めるべきではないかという、国の下水道に対する先の見通しもそういった形になってくるのではないかというふうに、前も課長もおっしゃっていましたので、やはりそこは合併浄化槽についてはぜひとも募集した分は全部こなすような形でこの事業は行っていただきたいなというふうに思っています。すみません、要望ということでお話ししました。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

ほかにございますか。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

38ページの土木費のところちょっとお尋ねしたいと思います。

道路橋梁費のところの除雪の委託料の300万、ここの業者がちょっと変わったようなのですが、業者が変わって、どうも今年の雪はちょっと水分が多くてかなり戸惑いがあったということに住民から聞いていましたので、まず業者が変わったかどうか。それから何社にそういう除雪をお願いしているのかということをお尋ねします。

それから、住宅費のところ、40ページ、泉屋の住宅の解体工事費の40万の減額になっています。それから、住宅用借り上げ料がまた18万4,000円というふうにして減額になっているのですが、この辺の詳しい説明をお願いしたいなというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、除雪の業者の関係でございますけれども、業者は若干変わっております。町内の建設業界の方々に除雪はお願いしておりますので、1社倒産した関係でその区分けをやったという関係で業者は変わっております。

あと、除雪につきましては、町内の工事の指名業者に発注をそれぞれ町道を区分けしてお願いしているという状況にありますし、またそのほかに直営でやっておる区間、そして長島地区の一部においては、一部個人の方をお願いをしているという状況で除雪を行っております。ちなみに申し上げますと、今月で1社また事業をやめるということも聞いておりますので、来年度以降そこについて、どういうふうに対応していったらいいか、これから検討しなければいけないという状況にあります。

次に、40ページの住宅使用料をまず最初に申し上げますが、住宅用地借り上げ料、これの減額につきましては、これは高田前住宅の一部を個人の方にお借りをしておりますが、今回の固定資産税の見直し等によりまして減額がなったということで減額されております。

次に、泉屋住宅の解体工事の減額40万円ほどですが、これは入札によりまして解体工事費が減額、低く落札になったということで、今回40万ほど減額をするという内容でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

その除雪の件でございますけれども、町の中がどんどんそういう今までやってくれていた業者がそのように課長も今後どうしたらいいかという話のようですが、長島のほうは個人に契約をしているという、そういう契約もありなのですね。そういうことであつたらば、やっぱり地域の人たちの中で、ここの門口は高齢者なので、ちょっと雪をだっと大きい道路だけを通して行くのではなくて、ちょっとよけてくれるというふうに地域密着型の除雪というようなことも、今後検討していったらいいかなということが一つ思いますが、そのことについて課長はどのように思うか。

それからもう1点については、高田前住宅の借り上げということなのですが、それはわかりました。高田前住宅の中に相当に空き家が増えてきているように思われるのですが、その空き家は今後どのような形で維持されていくのか、そういうふうなところの今後計画は考えられているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それからもう1点ちょっと追加になりますけれども、40ページのところの消防費のところ、消防費に直接かかわることではないのでございますが、防災計画の中にとすることで考えているのですが、平泉は災害になった人たちを今回受け入れているということはなかったのですが、今や受援計画というのですか、受け入れるための計画ということが防災計画の中に入っていないのでございますが、計画の中に入っていないのですが、その辺もどのように考えているのか、防災計画の中でちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

地域密着型の除雪体制というお話ですけれども、確かに理想はそういうことも考えられますけれども、やはりそのためには小型の除雪機械を各行政区に1台ずつ配備するとか、そういうやはり機械を手当てしないと現実的には手でやるということはますます高齢化になりますので、それは難しいだろうというふうに思っていますし、まず1つは経費のことがあります。そして、やはり高齢化ということで事故対策等も考慮しなければ難しいだろうというふうに思っていますし、現実的には難しいだろうというふうに建設水道課では捉えておまして、やはり専門的な建設業者の方々に今後も継続してお願いをしていくというのがやはり主になるだろうというふうに捉えております。

次に、高田前住宅の空き家対策ですが、確かに高田前住宅につきましてはやはり古いと。そして、下水道が整備されていないというようなことから、人気なくなっているという状況で、上野台については常時満杯のような状態ですけれども、高田前についてはそういうことで空き家が

多くなっているということですが、これについては将来的には現在、長寿命化計画で下水道ということを考えておりますけれども、ただその際に1戸当たり二、三百万の事業費がかかりますので、実際そこまでしてあの古い建物に下水道を完備するかということは、そのときには課題になるだろうというふうに捉えております。いずれ現状のまま、計画では高田前については下水道をやるという計画ですけれども、現実的には検討が必要だというふうに捉えております。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

当町の地域防災計画の中で、被災者の受け入れ等の内容の記載がないというようなことでございます。

ご指摘のとおり、そういう形での具体的な記載はされていないところでございます。いずれ今後この関係につきましては、関係者、関係団体と検討させていただきまして、内容的に可能なものについてはいずれ今後反映させていただくような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

大変これも高齢化に伴って、あちらがよければこちらがだめだというふうな形になってくると思うのですが、いずれライフラインを整備しないと暮らしには支障をきたすということになっていきますし、それから高田前も町長の計画ではスマートインターを建設することによって、その辺その地域一帯を商工化にしていくということになって、構想的にあるようですので、やっぱりそういう住宅にも整備しておいて早目にそういう人たちが定住するような、定住策、定住策といっても仕事があるけれども、住まうところがないということではだめだと思います。そういうことで、そういう住宅を完備していったら、ライフラインというか、そういう完備したところで受け入れていくということも財政的にも厳しいでしょうけれども、そういうのも総合的に社会教育施設も欲しいところですけども、まずは当面そういうところをきちっと整備していったら定住化をさせるということがやっぱり必要ではないかというふうに思うのですが、その辺の見解はどのようにお考えですか。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まさに総合的に判断される場所だと思っております。特にスマートインターを中心とした地域の開発、そして定住化促進するためのまさに雇用の場の確保という大きな課題を持ってありますし、まさに企業誘致も今がまさに力を入れるときだというふうに意識しております。そういった意味では、定住化を促進する総合的な判断の中で、ただいまの住宅の関係も早急に整理をしながら、どう対応をしていくかということも早急に方向性を定めながらやってまいりたいというふ

うに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思いを。

議長（佐々木雄一君）

ほかにございますか。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

先ほども出ましたけれども、私からお聞きしたいと思います。

15の区分の1,800万、老人憩の家はしばらく空き家でおりましたけれども、今度改修して外人客を泊めるということですが、この外人観光客は何人ぐらい来ていますか、年間。

それから、その企画費で出しましたけれども、これ駐車場会計から出すべきでなかったのかということなのですね。違うのか。

何人ぐらい宿泊できるのですか。

その3点について。

議長（佐々木雄一君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

現在、平泉町にお越しいただく観光客は1年間に2万1,000人となっております。外国人が2万1,000人です。

それから、駐車場関係ということですが、老人憩の家はあの駐車場に属さないところでもありますし、この事業についてはまちづくりの地方創生という観点からの交付金をいただいて整備をするものでございますので、企画費が妥当かというふうに考えておりました。

この宿泊施設何人ぐらいということですが、設計とかにもよりますので、あわせて前の升沢博子議員にもご説明申し上げましたように、交流施設という役割を持ちますので、現在のところ何人というふうにお答えはできません。その具体の詳細設計等を見ながら、こちらの考えとか、そういうものも入れていって、どのくらいの宿泊ができるかということは今後の検討課題ということになります。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

ほかにありますか。

（「進行」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

なければ、進行いたします。

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第13号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第18、議案第14号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第14号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

46ページ、裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税57万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料3万5,000円。

3 款国庫支出金4,477万円の減、1 項国庫負担金5,033万4,000円の減、変更申請による減額でございます。2 項国庫補助金556万4,000円、普通調整交付金等の増額でございます。

4 款県支出金309万4,000円、1 項県負担金5万1,000円の減、高額医療費共同事業負担金の減額等でございます。2 項県補助金314万5,000円、県普通調整交付金の増額でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金2,341万8,000円、退職者医療交付金の変更決定による増額でございます。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金3,687万2,000円の減、国保連の算定の確定による減額でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金1,478万1,000円、保険税軽減分、財政安定化支援分、事務費繰

り入れ分の増額でございます。

11款諸収入、1項延滞金及び過料25万5,000円。

歳入合計3,948万7,000円の減額でございます。

次に、47ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費247万円の減。

2款保険給付費3,066万1,000円の減、1項療養諸費2,940万1,000円の減、今年度分の診療分の算定見込みによる減額でございます。3項出産育児諸費126万円の減。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等528万3,000円の減、支払い金の確定による減額でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等24万6,000円の減。

6款介護納付金、1項介護納付金1,113万7,000円の減、支払い金の確定による減額でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金31万円、国保連の算定確定による増額でございます。

10款基金積立金、1項基金積立金1,000万円、財政調整基金積立金でございます。

歳出合計3,948万7,000円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第14号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第19、議案第15号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題

とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第15号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

53ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料171万円、特別徴収保険料、普通徴収保険料の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金77万2,000円の減、社会保障・税番号制度システム整備補助金の減額でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金22万9,000円の減、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の減額でございます。

6 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金25万円の減。

歳入合計45万9,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費88万2,000円の減。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金134万1,000円、保険料146万円の増額、保険基盤安定負担金11万9,000円の減額でございます。

歳出合計45万9,000円。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4 番、佐々木一治議員。

4 番（佐々木一治君）

後期高齢者についてご説明いただきましたが、後期高齢者の加入者は何人ぐらいおりますか。

議 長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

被保険者数でございますが、1,567人となっております。

（「進行」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第15号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(佐々木雄一君)

日程第20、議案第16号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

議案第16号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

56ページ、裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款使用料、1項施設使用料1,208万2,000円の減、入館料1,193万3,000円の減額を含んでおります。

2款繰入金、1項他会計繰入金1,146万8,000円、一般会計繰入金の増額でございます。

4款諸収入、1項諸収入248万4,000円の減、この中には食堂売り上げ料230万円の減額を含んでおります。

歳入合計309万8,000円の減。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費309万8,000円の減、消費税及び地方消費税131万円、入湯税120万円の減額を含んでおります。

歳出合計309万8,000円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第16号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第21、議案第17号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書59ページをお開き願います。

議案第17号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

59ページの裏をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきます。款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入です。

1款使用料、1項駐車場使用料50万円の増。

歳入合計50万円の増でございます。

次に、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費50万円の増。

歳出合計50万円の増でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第22、議案第18号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書62ページでございます。

議案第18号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての補足説明をさせていただきます。

62ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

2款使用料及び手数料248万9,000円、1項使用料246万9,000円、2項手数料2万円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金500万円の減。

4款繰入金、1項他会計繰入金420万6,000円の減。

6款諸収入、2項雑入72万2,000円。

7 款町債、1 項町債1,430万円の減。

歳入合計2,029万5,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費2,029万5,000円の減。

歳出合計2,029万5,000円の減。

次に、議案書63ページでございます。

地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、公共下水道事業。限度額3,300万円。同じく流域下水道事業。限度額970万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

64ページの後ろ、汚水管の布設工事が1,700万の減、そして、流域下水道の埋設130万の減というのは、どこのことでこういうふうになくなったんだか、お聞きします。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

64ページの裏の15節工事請負費の1,700万の内訳でございますけれども、当初、国の国庫補助事業を社会資本整備交付金事業ですが、これの事業費については6,000万円を見ておりましたが、実際の配分額が5,000万円となっております。次に、単独の1,600万円の工事費に対して、最終的に配分されたのが900万円ということで、合わせて1,700万円の減というふうになっております。

次に、19節の負担金補助及び交付金ですが、この流域下水道建設事業負担金というのは流域下水道で処理場は県が管理しております施設ですが、今現在、県のほうで流域の処理場について改修工事を行っております。その工事の負担金、一関市と平泉町、そして岩手県として負担しているわけですが、その分の工事が減額になったということで町の負担金も減額にされたという内容でございます。

議長（佐々木雄一君）

ほかにごございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これから議案第18号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐々木雄一君)

日程第23、議案第19号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長 (鳥畑正彦君)

議案第19号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

66ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金24万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料33万3,000円。

3 款県支出金、1 項県補助金1,096万5,000円の減。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金137万6,000円の減。

6 款町債、1 項町債1,100万円の減。

歳入合計2,276万8,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費2,276万8,000円の減。

歳出合計2,276万8,000円の減。

次に、議案書の67ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、農業集落排水事業。変更後の限度額350万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第24、議案第20号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書69ページでございます。

議案第20号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

69ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は、項の補正額で説明をいたします。

はじめ、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金60万1,000円。

4 款繰入金、2 項基金繰入金36万4,000円の減。

歳入合計23万7,000円。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費23万7,000円、1 項水道管理費16万8,000円、3 項水道事業費6万9,000円。

歳出合計23万7,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第25、議案第21号、平成27年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書72ページでございます。

議案第21号、平成27年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

73ページをお開きください。

平成27年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金 8 万 4,000 円。

収入合計 8 万 4,000 円。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用 22 万円の減、1 項営業費用 181 万円の減、5 目総係費 19 万円、7 目資産減耗

費200万円の減、2項営業外費用、4目消費税及び地方消費税159万円。

支出合計22万円の減。

次に、73ページの裏の資本的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額で説明をいたします。

はじめに、収入でございます。

1款資本的収入4,650万円の減、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債900万円の減、2項負担金、1目負担金3,750万円の減。

収入合計4,650万円の減。

次に、支出でございます。

1款資本的支出4,550万円の減、1項建設改良費4,550万円の減、1目一般改良事業費4,300万円の減、2目設備改良事業費250万円の減。

支出合計4,550万円の減。

72ページの裏に戻っていただきたいと思えます。

72ページの裏の第4条でございます。

第4条予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおりに改める。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、建設改良事業。限度額2,600万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

次に、第5条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、(1)職員給与費、既決予定額1,908万7,000円、補正予定額19万円、計1,927万7,000円。

次に、第6条でございます。

予算第9条に定めた児童手当支給のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「33万6,000円」を「42万円」に補正する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号、平成27年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時15分

議長(佐々木雄一君)

再開いたします。

日程第26、議案第22号、平成28年度平泉町一般会計予算、日程第27、議案第23号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計予算、日程第28、議案第24号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第25号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、日程第30、議案第26号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計予算、日程第31、議案第27号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計予算、日程第32、議案第28号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、日程第33、議案第29号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、日程第34、議案第30号、平成28年度平泉町水道事業会計予算を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、高橋幸喜議員。

6番、高橋幸喜議員。

6番(高橋幸喜君)

委員会審査報告を行います。

議案第22号、平成28年度平泉町一般会計予算、議案第23号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第26号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第27号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第28号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第29号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、議案第30号、平成28年度平泉町水道事業会計予算。

以上、本委員会に付託された上記議案について、3月10日、11日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案に賛成すべきものと決定したから会議規則第76条の規定により報告します。

審査意見。

1、農林業の振興策にあたっては、世界農業遺産登録を目指すとともに、中山間直接支払交付金制度の継続推進に努めること。

2、平泉の世界遺産登録5周年にあたっては、観光客の増加が予想されるので、イベント等に

については受け入れ態勢に万全を期すこと。

3、財政の運営にあたっては、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、基金の取り崩しを慎重にされたい。住民福祉を念頭に行政改革を進め、積極的に経費削減を図り、効率的・効果的な事務執行に努めること。

4、少子化対策については、定住化促進及び企業誘致を積極的に取り組み、子育て環境の充実に努めること。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

これから、日程第26、議案第22号、平成28年度平泉町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第23号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第24号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第25号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第26号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第27号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第28号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第29号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第30号、平成28年度平泉町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時27分

議長（佐々木雄一君）

再開します。

日程第35、同意第1号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉多嘉男。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の石川二三夫委員が平成28年3月31日をもって定年退職となりますことから、新たに千葉多嘉男氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第1号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時30分

議長（佐々木雄一君）

再開します。

日程第36、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、三澤恒。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、真竈光幸委員が平成28年2月29日をもって辞職したことに伴い、新たに三澤氏を教育委員に選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時36分

議長（佐々木雄一君）

再開します。

日程第37、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成28年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり、本議会の議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、平成28年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、別紙議員派遣一覧表以外の議員派遣については、そのように取り扱うことを決定しました。

議長 (佐々木雄一君)

以上で、本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成28年度平泉町議会定例会3月会議を閉議します。

散会 午後 3時37分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄一

署名議員 鈴木 徳美

同 升沢 博子